

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表

○ 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定教育・保育施設の確認の変更に関する技術的読替え）</p> <p>第十六条 法第三十二条第二項の規定により法第三十一条第三項の規定を準用する場合には、同項中「<u>第一項</u>」とあるのは「次条第一項」と、「<u>定めた</u>」とあるのは「<u>増加した</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（法第六十六条の二第一項の政令で定める割合）</p> <p>第二十四条の二 法第六十六条の二第一項の政令で定める割合は、<u>千分の百四</u>とする。</p> <p>（法第七十条の政令で定める抛出金率）</p> <p>第二十七条 法第七十条第二項の抛出金率は、<u>千分の三・四</u>とする。</p>	<p>（特定教育・保育施設の確認の変更に関する技術的読替え）</p> <p>第十六条 法第三十二条第二項の規定により法第三十一条第三項の規定を準用する場合には、同項中「<u>第一項</u>」とあるのは「次条第一項」と、「<u>定めよう</u>」とあるのは「<u>増加しよう</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（法第六十六条の二第一項の政令で定める割合）</p> <p>第二十四条の二 法第六十六条の二第一項の政令で定める割合は、<u>千分の五十七・五</u>とする。</p> <p>（法第七十条の政令で定める抛出金率）</p> <p>第二十七条 法第七十条第二項の抛出金率は、<u>千分の二・九</u>とする。</p>